

<市第119・120号議案関連資料>

市第119号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

市第120号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

1 趣旨

令和3年11月に設置された国のデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（デジタル原則）が策定され、国の法令等に基づく全ての規制についてデジタル原則適合性の確認・検証が進められてきました。

こうした国の動きを踏まえ、本市においても条例等の点検・見直しに取り組んでおり、デジタル社会に適合した規定となるよう当該条例の一部を改正するものです。

また、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の成立に伴い、関係条文の改正を行います。

2 改正の概要

(1) 特定非営利活動促進法施行条例

特定非営利活動法人が横浜市に対して行う提出・届出及び横浜市が市民に対して行う情報公開について、電子情報処理組織を使用する方法等により行うことができるよう、条文を追加します。

(2) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（以下「指定基準条例」という。）

ア 指定特定非営利活動法人が市民に対して行う情報公開について、電磁的記録により行うことができるよう、条文を追加します。

イ 第6条第1号ウ中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

ウ その他文言の整備を行います。

3 施行期日

令和7年5月1日

なお、指定基準条例の刑法改正に伴う改正規定は令和7年6月1日（改正法の施行日と同日）

裏面あり

4 参考（実施方法）

(1) NPO法人が横浜市に対して行う提出・届出

現行	改正後
書面	書面、インターネット

(2) 指定 NPO 法人が市民に対して行う情報公開

現行	改正後
書面	書面、インターネット、 事務所に備え置くパソコンで閲覧 等

(3) 横浜市が市民に対して行う情報公開

現行	改正後
書面	書面、インターネット

5 参考資料

(1) 新旧対照表（特定非営利活動促進法施行条例）

別紙 1

(2) 新旧対照表（指定基準条例）

別紙 2

特定非営利活動促進法施行条例（平成24年横浜市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後
目次 （第1章から第3章まで省略） 第4章 雑則(第32条―第35条) （附則省略） （新設）	目次 （第1章から第3章まで省略） 第4章 雑則(第31条の2―第35条) （附則省略） <u>（情報通信技術を利用する方法による手続）</u> <u>第31条の2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条から第8条までの規定に基づき、法第74条に規定する手続を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項は、規則で定める。</u> <u>2 第4条第2項、第16条各項、第18条及び第24条の規定による書類の提出については、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法であって規則で定めるものをもって行うことができる。</u>

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年横浜市区条例第32号）新旧対照表

現行	改正後
(欠格事由) 第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。 (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの (ア及びイ省略) ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (エ、オ及び第2号から第8号まで省略) (指定の取消しのために必要な手続を行う基準等) 第19条 (第1項省略) 2 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。 (第1号から第4号まで省略) (5) 第12条第1項(第15条第4項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 (第6号、第7号及び第3項から第5項まで省略) (新設)	(欠格事由) 第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。 (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの (ア及びイ省略) ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (エ、オ及び第2号から第8号まで省略) (指定の取消しのために必要な手続を行う基準等) 第19条 (第1項省略) 2 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。 (第1号から第4号まで省略) (5) 第12条第1項(第15条第4項において準用する場合を含む。)又は<u>第2項</u>から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。 (第6号、第7号及び第3項から第5項まで省略) (電磁的記録による閲覧等) <u>第22条 第4条第1項第6号(第9条第3項及び第15条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第3項及び第4項並びに第12条第7項及び第8項の規定による書類の閲覧については、これらの規定にかかわらず、規則</u>

(委任) 第22条 (本文省略)	<u>で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</u> <u>2 第12条第1項（第15条第4項において準用する場合を含む。）及び第2項から第4項までの規定による書類の備置きについては、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>3 第12条第2項及び第4項の規定による書類の作成については、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録により行うことができる。</u> (委任) <u>第23条</u> (本文省略)
-----------------------------	--